

高知市土佐山へき地診療所指定管理者審査委員会における審査結果について

1 対象施設等

名 称 高知市土佐山へき地診療所
 指定予定期間 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで（3年間）

2 募集方法 指名による

3 指名団体 国立大学法人 高知大学

4 審査

(1) 審査委員会開催日 平成28年11月9日（水）

(2) 審査方法

申請団体から提出された書類の審査及び面接を実施し、高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第69号）第4条の規定による選定基準に基づき3名の審査委員が採点を行い、得点を合計した。

(3) 審査結果

総得点 494点（600点満点）

主な評価内容

これまでの指定期間における安定した運営内容に加え、通院手段の確保が難しい利用者に対する往診・訪問診療の実施及び患者送迎バスの運行など、地域に密着した医療の提供に取り組む姿勢が評価された。

平成28年3月には、土佐山健康福祉センター及びとさやま保育園の隣接地に移転したことから、土佐山学舎も含め、近隣施設との連携を強化し、地域の保健衛生向上に期待する。

また、土佐山地域は、今後も高齢化の進行が予想されるため、既に取り組んでいる往診・訪問診療の更なる充実など、引き続き地域に密着した医療の提供に努められたい。

【高知市土佐山へき地診療所指定管理者審査委員会 審査集計表】

高知市公の施設に係る指定管理者の選定手続等に関する条例第4条（指定候補者の選定等）	評価項目	配点（満点）	国立大学法人 高知大学
指定施設の運営方法が、市民等の平等な利用を確保することができるものであること	1 利用者の平等利用と要望の把握及び反映	60	50
指定施設の設置の目的に照らし、その管理を効率的かつ効果的に行うことができるものであること	2 事業計画	120	98
指定施設の管理を適確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること	3 事業者概要 4 運営体制 5 施設の維持管理 6 利用者の安全確保	210	171
収支予算書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること	7 収支状況	90	72
個人情報の取扱いを適正に行う体制が整備されていること	8 個人情報の保護	30	25
市長等が施設の性質又は目的に応じて定める基準	9 健康の保持と増進 10 地域経済への貢献	90	78
合	計	600	494

5 審査委員会委員

（敬称省略）

	所属団体・役職名	氏名
委員長	高知市総務部副部長	谷脇 禎哉
副委員長	高知市財務部財政課長	林 充
委員	高知市健康福祉部副部長	宮村 一郎